

議案第三号

町老人医療費助成条例の改廃について

昭和四十八年二月一日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項の規定により、三朝町老人医療費助成条例の改正の請求を受理したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり意見を附して議会に付議する。

昭和四十八年二月二十一日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾八年貳月廿壹日不_レ決

三朝町議會議長牧田禎



町老人医療費助成条例改廃案

町老人医療費助成条例の一部を次のように改廃する。

一、第二条第一項を廃止し次のように改める。

(定義)

第二条 この条例において「老人」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一、六十五才以上の者で、町内に住所を有するもの。
- 二、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者のうち、一級又は二級（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）で、別表第五身体障害者障害程度等級表による級別をいう。）に該当する六十才以上六十五才未満の者であつて、町内に住所を有するもの。
- 三、疾病又は負傷により常に臥床しており、かつ、医療と介護を必要とする六十才以上六十五才未満の者であつて、町内に住所を有するもの。
- 四、第三条第三号については六十才以上六十五才未満のものであつて、町内に住所を有するもの。

二、第三条に、第三号を次のよう追加する。

三、「はり」「きゆう」「あんま」

三、第四条を廃止し、次のように改める。

第四条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院若しくは診療所又は薬局又は

「はり」「きゆう」「あんま」を施療した者（以下「医療機関等」という）に支払
うことによつて行なう。

以上

地方自治法第七十四条第三項の規定による意見書

老後を豊かにしたい、これが人生の共通で基本的な希いであり、また、これを解決することが政治の目標でなくてはならないと考える。

福祉社会を実現するためには、医療のほか根本的に多くの問題が処理されなければならぬ。本町においては国県にさまがけ昭和四十二年十月から老人医療費の町費負担の制度を実施してきた。その後国並びに県も法制化し、本年一月七十歳以上の老人について、医療費の公費負担制度が実施されることになり同時に今後逐年強化拡充される見通しになったことは極めてよろこばしいことである。

このたび、地方自治法第七十四条の規定に基づいて老人医療費助成条例の改廃に関する直接請求があつたが、これについて慎重に審査検討した結果、現行財政制度のもとにおいて、本町の限られた財政力をもつて、直ちに町の単独経費で、これを実施することはきわめて困難である。

一方、改正請求条例案中のはり、きゆう、あんま等で医療行為に含まれるものを除

いて、医療類似行為を助成の対象とすることは、現行医療体系のもとにおいてはその実施が困難である。

以上の理由により、付議した「町老人医療費助成条例改廃案」については賛成でない。

今後、国および県における老人医療費公費負担制度の拡充強化を期待するとともに町においても、すべての老人が心身ともに健康で、より豊かな生きがいのある生活を送ることができるよう、これが施策について一層の努力をいたしたい。

右、地方自治法第七十四条第三項の規定により意見を付する。

昭和四十八年二月二十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳